

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

(改正内容)

条例に高塚駅北地区整備計画区域を追加し、同区域に建築できない建築物として次に掲げる用途の建築物を規定する予定です。

- (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (2) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類するもの又は店舗、飲食店、展示場若しくは遊技場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの

